

市制施行 100 周年記念 音楽都市こおりやま PR 動画制作等業務仕様書

1 業務名

市制施行 100 周年記念 音楽都市こおりやま PR 動画制作等業務

2 業務目的

郡山市制 100 周年を記念して制作する動画であることから、本市における音楽の歴史の積み重ねが、現在の「音楽都市こおりやま」に繋がってきていることを再認識し、次の 100 年に向けて郡山市の音楽文化を次世代へと受け継いでいくとともに、「音楽都市」としての郡山の魅力を PR することを目的に動画制作を行う。

3 委託期間

契約日から令和 6 年 1 月 31 日（水）まで

4 制作方針

制作する内容は、中学生が見ても容易に理解できるレベルとし、普段音楽に親しみのない市民にも音楽に触れてもらい、本市の文化振興を図りながら、視聴者が飽きずに最後まで見てしまうものを目指す。

5 企画コンペ提案

制作は、次に指定するテーマの内容とする。また、提案参加者が独自にテーマを選定し追加提案をすることができる。

動画 1 本当りでの放映時間は自由だが、指定するテーマや企画内容に適した長さ・本数とすること。（8 分程度で 1 本制作や 5 分程度で 2 本制作など）

(1) 指定するテーマ

ア 郡山の音楽の歴史（過去の映像等を交えた紹介や最近の市内の音楽活動状況、郡山市の音楽事業の紹介など）

イ 「音楽都市」としての郡山の魅力（郡山を拠点に活動する若手演奏家や音楽団体のインタビューや演奏、有名アーティストを起用しての演奏による魅力 PR など）

(2) 想定している企画内容

ア アニメーション

イ 俳優を起用したドラマ

ウ タレントや YouTuber、キャラクターなどの活用による PR 動画 など

上記は企画案の一例のため、その他 SNS での配信に特化した内容の表現方法で、独自の企画案を提案すること。

6 規格・仕様

(1) 形式：ハイビジョン、ナレーション、BGM、CG 制作

(2) 言語：日本語版のみ

7 成果品

(1) マスターソフト DVD 1 式（日本語版） ※本市で複製ができる DVD とする。

(2) YouTube 掲載用にデータ変換したもの 1 式（MP4 形式）

(3) YouTube のショート動画用に 60 秒以内に編集をしたもの 1 式（MP4 形式）

(4) YouTube 掲載用のサムネイル画像

(5) 動画制作時に撮影した素材データ 1 式（白データ）

8 委託内容

映像ソフト動画制作に係る映像の制作・企画、企画に基づく情報収集、構成、台本、演出、製作調整、撮影、編集、アニメーション・CG 作成、MA（ナレーション、テロップ、BGM 等を含む。）、マスター作成、YouTube データ作成、DVD 製作等映像制作に関わる全ての業務とする。

9 制作に当たっての基本的考え方

委託による。受注者の委託選定に当たっては、より優れた成果品を得るために公募型企画コンペ方式を採用する。

10 制作条件

(1) 全体

ア 受注者は、発注者と協議の上、構成台本・ナレーション原稿を作成し、それを基に撮影・編集を行い、成果品を発注者に納品する。

イ 受注者は、発注者と協議の上、納品までの日程を定め、あらかじめ工程表を発注者に提出する。

(2) 撮影

ア 撮影する場合はハイビジョン対応のカメラとレンズで撮影する。

イ 取材・映像撮影は、原則として、ディレクター・カメラマン・音声・照明を配置して行う（担当業務の兼務は可）。

(3) 編集

編集に当たっては、原則として粗編集、本編集、ナレーション録音の各段階において試写、又は立会いにより発注者の承諾を受けること。

(4) 納品

ア 制作過程における撮影した映像素材（白素材）について、発注者へ提供すること。

イ バックアップデータ 1 式を発注者へ納品すること。

(5) その他

ア 業務全体を管理・統括する者を一人置くこと。発注者との連絡は原則としてこの統括者を通じて行う。

イ 発注者に対する受注者の対応が不誠実と認められる場合又は成果不十分と認められる場合には、委託期間の途中で契約を解除できるものとする。

ウ 受注者所有の写真・映像等を使用する場合には、著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条、第 28 条所定の権利を含む。以下同じ。）等に十分注意の上、自らの責任において利用すること。

エ 受注者が、その作業過程において必要とする発注者の行政に関する図書及び写真・映像等関係資料の貸与については、発注者と別途協議すること。

オ 受注者は、発注者の求めに応じ、業務の主要な区切りの時点において報告を行い、また作業の進捗について打合せを行うこととし、修正のあった部分については速やかに対応すること。

カ 本業務にて制作した映像ソフトの完成した作品及び映像素材データの著作権等は、発注者に帰属するものとする。また、本業務で制作した映像ソフトは、YouTube への掲載などの二次使用を行うことから、著作権等必要な措置を講じた上で制作するものとする（公開後、最低でも 5 年間程度の使用を想定）。

キ 委託期間終了後であっても、成果品に誤り等が発見された場合には、受注者は自らの責任と負担により速やかに対応するものとする。

ク 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じ受注者は、発注者と協議して定めることとする。